

鎌倉市条例第 41 号

鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第 1 条 この条例は、市が管理する不動産の効果的な利用又は活用の推進に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市公的不動産利活用推進委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第 2 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。